

1 申込に関する留意事項

各種講習の申込受付は、全て建災防佐賀県支部で行います。

(1) 申込方法

- ・ 申込書(裏面の記載要領を参考に)
- ・ 写真1枚(タテ3.5cm×ヨコ2.5cm) ……技能講習、一般建築物石綿含有建材調査者講習

※写真不要 …… 特別教育、一般の教育

- ・ 本人確認のため、氏名・生年月日を公的に証明する書面(運転免許証等)のコピーを添付して下さい。
- ・ 資格証の写し(申込書に添付) …… 一部免除や添付の必要な講習の場合(※資格証を取得された後、氏名が変更になっている場合は、書替後の最新のもの添付して下さい。)

以上を申込み期間内に必ず県支部へ持参又は郵送して下さい。

(講習日当日には受けません)

なお、定員に達した場合は、受付期間内でも締め切ります。

(2) 受講料の支払

- ・ 現金(申込書持参) …… 受講票を交付
- ・ 下記口座へ振込(申込書郵送) …… 受講票を郵送

※テキストは講習当日にお渡しします。

※なお、受講料又はテキスト代が変更になる場合もあるので、いずれも事前に、県支部へ金額の確認をして下さい。

(3) 手続き後、受講料の返金は致しません。

ただし、同一事業所内での受講者の変更は可能です。

※ 振込先：佐賀銀行 呉服町支店 普通預金 1598537 宛 名：建設業労働災害防止協会佐賀県支部

(振込料は申込者負担)

受講に関する留意事項

(1) 学科講習に関して

① 持参するもの

受講票、筆記用具 ※テキストは当日受付時にお渡しします。

② 講習開始の10分前までに必ず受付を済ませて下さい。

③ 事情により欠講する場合は、事前に県支部まで連絡して下さい。

④ 学科試験の可否については、下記のとおりです。

学科のみの講習：後日、修了証の発送、又は、不合格通知の発送

実技のある講習：実技会場で発表

(2) 実技講習に関して

① 実技講習の内容等に関しては、学科講習の会場でお知らせします。

② 実技講習の当日は、受講票持参の上、

作業服、安全帽(ヘルメット)、作業用靴(安全靴、地下足袋、半長靴など)、

手袋、筆記用具、テキスト、雨具(雨天の時)

安全帯(高所作業車運転技能講習の時)、計算機(玉掛け技能講習の時)

をご用意下さい。また、実技場には電気・水道等がありませんので、弁当、飲料水等は持参下さい。

③ 実技の日にちの変更はできません。

④ 実技試験の可否は、試験終了後に発表します。

⑤ 原則として実技講習修了後に、実技会場で修了証を交付しますので、印鑑(みとめ印で可)を持参下さい。

2 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))についての留意事項

- (1) 国からの助成金を受ける事が出来る講習については、講習案内の頁に**助成**の表示があります。
- (2) 受給資格があるのは、下記の要件を全て満たす場合です。
 - ① 資本金もしくは出資総額が3億円以下、又は常用労働者数が300人以下の建設事業場であり、**労働保険の雇用保険に加入していること。**
 - ② **①の事業場の雇用保険料率が、18.5/1000**であること。
 - ③ ①、②に該当する事業場の従業員で、**雇用保険に加入している者が受講し、受講料と受講当日の賃金が会社負担で支払われている事。**

3 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の手続き方法

- (1) **運転技能講習**の受講者のいる事業場
 - ① 講習終了後に、受講者に人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費・賃金助成))の記載要領等をお渡し致します。
 - ② **講習終了日から2ヶ月以内に**、労働局職業安定部職業対策課へ必ず提出して下さい。
- (2) **特別教育**の受講者のいる事業場
 - ① 締固め用機械(ローラー)運転特別教育、小型車両系建設機械運転特別教育、足場の組立て等特別教育(全科目)、低圧電気取扱い業務特別教育、フルハーネス型安全帯(全科目)が対象です。
 - ② 講習終了後に、受講者に人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費・賃金助成))の記載要領等をお渡し致します。
 - ③ **講習終了日から2ヶ月以内に**、労働局職業安定部職業対策課へ必ず提出して下さい。
- (3) **作業主任者技能講習**の受講者のいる事業場
 - ① ただし、地山・土止め支保工作業主任者技能講習の特例、特例(1)又は(2)と免除(1)の両方の該当者については、助成はありません。
 - ② 講習終了約1週間後、**会社宛**に修了証等と併せて、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費・賃金助成))の記載要領等を郵送致します。
 - ③ **講習終了日から2ヶ月以内に**、労働局職業安定部職業対策課へ必ず提出して下さい。

注) 助成金の請求には、受講票が必要となりますので、技能講習及び特別教育が終了したら必ず受講された方から回収しておいて下さい。

※人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))に関するお問い合わせ先

佐賀労働局 職業安定部職業対策課
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎6階
TEL 0952-32-7173

注) 佐賀県外の労働保険適用事業所は、佐賀労働局職業安定部職業対策課には申請できません。
支給請求書の提出等については、所管の労働局へお問い合わせ下さい。